

○ 外国人運転者に対する交通安全教育等の推進について

(令和 7 年 8 月 18 日付け香交企第 140 号)

我が国では、人口減少、少子高齢化に伴って不足する労働力を確保するため、積極的に外国人労働者の受け入れを進めており、本県においても同様の理由で在留外国人が増加傾向にある。

昨年末時点において、日本の運転免許を保有する県内の外国人は、令和 2 年末時点（約 3,300 人）の約 1.6 倍となる約 5,300 人にまで増加して過去最高となり、外国人運転者が関係する交通事故が増加、無免許運転、飲酒運転といった悪質な交通違反に伴う交通事故も発生している。

今後、人口減少、少子高齢化が急激に加速すると予想されているため、政府は、令和 6 年度からの 5 年間に受け入れる外国人労働者の上限を約 82 万人（過去 5 年間の 2 倍超）とし、受け入れ分野についてもトラック、バス、タクシーといった自動車運送業等 4 分野を新たに追加している。

そのため、県内においても在留外国人や日本の運転免許を保有する外国人の更なる増加が予想されることから、外国人運転者に対する交通安全対策が喫緊の課題となっている。

このような情勢を踏まえ、各所属にあつては、下記の事項等に留意の上、関係機関・団体と連携し、外国人運転者への効果的な交通安全教育及び広報啓発活動の強化に努められたい。

記

1 外国人運転者に対する交通安全教育の推進

(1) 外国人労働者受け入れ事業所等外国人コミュニティ等の実態把握

管内の各自治体、特定技能実習生を派遣する登録支援機関（別紙 1）、外国人実習生を受け入れる監理団体（別紙 2、3）、日本語教育機関（別紙 4）や安全運転管理者選任事業者等と連携し、外国人労働者を受け入れている事業所、日本語学校等外国人コミュニティの把握に努めること。

なお、別紙 1～4 の登録機関等は随時更新されるため、適宜ホームページで確認すること。

(2) 外国人労働者受け入れ事業所等への働き掛け

(1) により外国人労働者を受け入れている事業所等を把握した場合、外国人を雇用している安全運転管理者選任事業者に対しては、車両を運転する外国人への運転者に対する安全運転指導は安全運転管理者の業務であることを説明、指導するとともに、安全運転管理者を選任する基準に満たない事業者の雇用者等に対しては、外国人を対象とした交通安全教育の実施を働き掛けること。

(3) 外国人を対象とした交通安全教育の実施

(2)により事業所等における外国人を対象とした交通安全教育の実施を働き掛ける際は、講師として警察官を派遣することができること、交通安全教育教材を提供することができることを伝達し、事業所等と連携しながら効果的な交通安全教室等の開催に努めること。

(4) 運転免許証交付等の機会を活用した交通安全教育の推進

外免切替の審査合格者や運転免許を更新する外国人に対しては、運転免許証交付の機会を捉え、外国人向けの交通安全リーフレット等を活用して効果的な交通安全教育を推進すること。

(5) 外国人を対象とした交通安全教育の内容

ア 悪質性・危険性の高い交通違反に係る罰則等について

無免許運転、飲酒運転等は、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反であり、重い罰則や行政処分が科せられることについて罰則等を示して周知すること。

また、交通事故を起こした際には、負傷者を救護し、警察に届出を行う必要があり、これに違反した場合は、重い罰則や行政処分が科せられることについても併せて周知すること。

イ 基本的な日本の交通ルール及び道路標識について

基本的な日本の交通ルールや海外と日本の信号機・道路標識の違いについての理解を深めさせるため、

- 日本の道路は、左側通行であること
- 右左折時は、対向車線に入らないこと
- 逆走防止のため、標識・標示をよく確認すること
- 一時停止標識は、国際連合道路標識の赤色八角形と異なり、日本では赤色逆三角形であること
- 赤信号（青色の矢印信号が出ている場合を除く。）では、右左折ができないこと

等について周知すること。

2 効果的な広報啓発活動の推進

(1) 外国人運転者向け啓発動画等を活用した広報啓発活動

当課で作成し、業務支援ポータルに掲載している外国語（9言語対応）のチラシ（自転車安全利用5則、ペダル付き電動バイク）や警察庁が作成した外国人運転者向けの啓発動画、リーフレット等（警察庁共通基盤ポータル⇒警察庁WANシステム⇒全国掲示板⇒交通局掲示板グループ⇒運転免許）（別紙参照）を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施すること。

(2) レンタカー事業者等と連携した広報啓発活動の推進

レンタカー事業者、レンタサイクル事業者に対し、外国語（9言語対応）のチラシ等を配付するとともに、車両の貸渡し時にチラシ、啓発動画及び

リーフレットを活用し、訪日外国人による交通事故の特徴や自国の交通ルールとの相違点を中心とした日本の交通ルールの周知を依頼するなど、レンタカー事業者等と連携した広報啓発活動を推進すること。

3 推進上の留意点

(1) 外国人運転者による交通事故の分析

効果的な交通安全教育、広報啓発活動を実施するため、管内で発生した外国人運転者が関係する交通事故（物件事故も含む）の分析を行い、交通事故の傾向や特徴を把握しておくこと。

(2) 実施結果の報告

外国人を対象とした交通安全教育、広報啓発活動を実施した際は、下記担当者宛てに報告すること。

(別紙 省略)